

今月のテーマ

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律「民法第4条、年齢18歳をもって、成年とする。」が成立し、令和4年4月1日から施行されました。我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきましたが、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流であり、成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられています。

成年年齢の20歳から18歳に引き下げに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われています。贈与・相続等の時期によって、受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっていますので、具体的な事例で確認してみましょう。

問1 令和4年2月に直系尊属から現金2,500万円の贈与を受けました。同年6月には19歳になりますが、この贈与について相続時精算課税の適用を受けることは可能ですか。

回答

贈与の日は令和4年3月31日以前であり、受贈者の年齢はその年1月1日において18歳となるため、相続時精算課税の適用を受けることはできません。したがって、暦年課税により贈与税額を計算して申告することとなります。

※ 令和4年4月1日以後に受けた贈与については相続時精算課税の適用を受けることができません。

問2 祖母から令和4年3月に現金600万円を、同年7月に現金600万円の贈与を受けました。同年8月に私は19歳になりますが、適用される贈与税率はどのようになりますか。

回答

受贈者の年齢はその年1月1日において18歳となります。したがって、3月に受けた贈与については、一般税率の適用となりますが、7月に受けた贈与については、他の要件を満たせば、特例税率を適用することができます。

問3 受贈者は19歳ですが、令和4年中に、祖父から非上場株式の贈与を受け、事業承継税制（租税特別措置法70の7の5）の適用を受けようと考えていますが、適用を受けることは可能ですか。

回答

贈与の日が令和4年3月31日以前の場合はこの制度の適用を受けることはできませんが、贈与の日が令和4年4月1日以後の場合で、他の要件を満たすときは適用を受けることができます。

